

平成25年(ラ)第463号 即時抗告申立事件

抗告人 253名

相手方 関西電力株式会社

即時抗告理由書

2013(平成25)年5月10日

大阪高等裁判所 第11民事部 御中

抗告人253名代理人

弁護士 冠 木 克 彦

弁護士 武 村 二 三 夫

弁護士 大 橋 さ ゆ り

弁護士 高 山 巖

弁護士 瀬 戸 崇 史

弁護士 谷 次 郎

第 1 原決定の重大な誤りとその原因について

1 原決定の定める主張立証責任

原決定は、争点 1 の、「仮の差止めを基礎づける具体的な危険性についての主張立証（疎明）責任について」において以下のように判断している。

「原子力発電所を始めとする原子炉施設は、原子核分裂の過程において高エネルギーを放出する核燃料物質を燃料として使用する装置であり、原子炉施設の安全性が確保されないときは、当該原子炉施設の従業員や周辺住民の生命、身体に重大な危害を及ぼし、周辺の環境を放射能によって長期間にわたって汚染するなど、深刻な災害を引き起こすおそれがあることから、原子炉施設の安全性を確保するために原子炉等規制法、電気事業法その他の関係法令が定められ、原子炉の安全確保のための規制等を所掌し専門分野の学識経験者を擁する原子力安全委員会において、安全性に関する審査のために安全設計審査指針、耐震設計審査指針、安全評価審査指針等の基準を設けて原子炉施設の設置、運転の許否を審査するなどの規制を行ってきたものであり、原子炉施設は、これら関係法令及び安全性に関する審査のための各種基準を満たした場合に初めて適法に設置、運転することができることとされてきたのである」

「したがって、本件発電所の安全性については、債務者の側において、相当の根拠を示し、かつ、必要な資料を提出した上で上記基準が現在の科学技術水準に照らして合理的なものであり、かつ本件発電所がこれを満たしていることを主張疎明する必要があり、債務者がその主張疎明を尽くさない場合には、原子炉施設の安全性が確保されず、深刻な災害を引き起こす危険性があることが事実上推認されるものというべきである。そして、債務者が上記の主張疎明を尽くした場合には、本来主張疎明責任を負う債権者らにおいて、本件発電所の安全性に欠ける点があり、債権者らの生命、身体、健康が現に侵害されているか、又は侵害される具体的な危険性があることについて、主張疎明をしなければならないと解するのが相当である。」（原決定 32～33

頁)。

この主張立証責任の考え方は、概ね、伊方原発最高裁判決（平成4年10月26日）以来、多数の原発裁判において採用されてきた基本的な考え方に立っているといえよう。

2 制御棒挿入時間とF - 6 破砕帯についての立証責任の判断

そして、原決定は、「債務者において、本件発電所が安全性を有することを主張疎明したといえるから、債権者らにおいて・・・債権者らの生命、身体、健康が侵害される具体的危険性があることについて、主張疎明がされない限り、本件発電所の運転の仮の差止めは認められないことになる」として

「ア 本件発電所の地震発生時における制御棒挿入時間について（争点2）

（ア） 本件発電所について地震発生時における制御棒挿入時間の許容値は2 .

2秒と定められているか（争点2 - 1）

（イ） 3連動の地震が発生した場合、本件発電所において制御棒挿入時間は

2 . 2秒を超えるか（争点2 - 2）

（ウ） 本件発電所につき、制御棒挿入時間に関して具体的危険性があるとい

えるか（争点2 - 3）

イ F - 6 破砕帯が活断層に当たるか（争点3）

ウ 津波による具体的危険性があるか（争点4）」（原決定12頁～13頁）

について具体的危険性があるか、どうかの認定をしている。

3 制御棒挿入時間についての原決定の誤り

債権者ら（抗告人ら）は、制御棒挿入時間の問題とF - 6 破砕帯の問題はいずれも、上記基準（安全設計審査指針,耐震設計審査指針,安全評価審査指針等の基準 以下単に安全基準という）として主張しているものである。

すなわち制御棒挿入時間については、債権者らは、省令62号5条などの規定から安全基準の一内容として本件発電所について2 . 2秒の評価基準値が設置されていると主張した。しかし原決定は、これを「安全解析評価上の観点から設定

された制御棒挿入時間」であり，一応の評価の目安であるとし，また同省令24条の「緊急停止時」には地震の場合によるものは含まない，などとしている（原決定48～51頁）。これらの原決定の判断は，制御棒挿入時間が安全基準には該当しない，としたものと思われる。しかしながらこの原決定の判断は誤りである。すなわち，制御棒挿入時間の適合性については，安全基準の一内容である。従って本件発電所については，いずれもこの基準を満たすことについて債務者が主張立証（疎明）をなしているかどうか，について判断をすべきであった。しかし原決定は，これを具体的危険の有無の問題としたため，債権者らにおいてその主張立証（疎明）を負わせた上で判断をする誤りをおかしたものである。

4 F - 6 破砕帯についての原決定の誤り

F - 6 破砕帯もまた安全基準の一内容として債権者らは主張した（債権者主張書面（8）2頁下から3行目以下など）。従ってF - 6 破砕帯の問題についても安全基準に適合していることについて債務者の主張立証がなされたかどうかの観点から判断がなされるべきであった。しかし原決定は，これを具体的危険性の有無の問題として取り扱い，その具体的危険性があることについて債権者らの疎明があったかどうかの観点から判断をした誤りがある。なお原決定は，このF - 6 破砕帯問題については，安全基準適合の問題としなかった理由についてはなんら説明していない。

5 まとめ

以上述べてきたように，制御棒挿入時間の問題とF - 6 破砕帯の問題は，安全基準適合性の問題として債務者に主張立証責任をおわすべきところ，原決定は具体的危険性の問題として捉え，債権者らに主張立証責任を負わせた誤りがある。また，津波についての原決定の判断は極めて根拠薄弱である。

以下これらの点について詳しく論じる。

第2 本件発電所について、地震発生時における制御棒挿入時間の許容値が2.2秒と定められていること

1 はじめに

ここで改めて原決定が定立した主張疎明責任について言及する。

原決定は、「本件発電所の安全性については、債務者側において、相当な根拠を示し、かつ、必要な資料を提出した上で、上記基準が現在の科学技術水準に照らして合理的なものであり、かつ本件発電所がこれを満たしていることを主張疎明する必要」(33頁)があるとして、まず相手方において、本件発電所が上記安全基準を満たすことを主張疎明する必要があるとしているのである。

この点、原子炉等規制法第29条第2項において、「前項の検査は、その原子炉施設の性能が主務省令で定める技術上の基準に適合しているかどうかについて行う」とされ、この「主務省令で定める技術上の基準」が、実用発電用原子炉の設置、運転に関する規則第3条の17において、省令62号であることが規定されている。

すなわち、省令62号により地震発生時における制御棒挿入時間の許容値が2.2秒と定められていると言えれば、かかる事項につき、相手方に主張疎明責任が生じる。

そこで、以下において、抗告人らは、省令62号により、本件発電所の地震発生時における制御棒挿入時間の許容値が2.2秒と定められていることを詳細に主張、疎明する。

2 省令62号5条(耐震性)について

(1) 原決定の判断

原決定は、次のように述べる。

「安全解析評価上の観点から設定された制御棒挿入時間」を一応の評価の目安として、制御棒の機能維持が判断されるが、仮にその目安を超えたとしても、過渡解析等により燃料要素の冷却に関する安全性等が確認されれば、制御棒の

地震時動的機能は維持されたものと判定されるというのであり、本件発電所の場合「安全解析評価上の観点から設定された制御棒挿入時間」は2.2秒がこれに当たると解されるから、～、結局のところ、2.2秒は一応の評価の目安であり、債権者らが主張する許容値には該当しないというべきである。」

(2) 原決定に対する反論

ア 平成22年12月2日付原子力安全委員会による耐震安全性評価についての決定(甲169号証の1)

かかる決定は、耐震安全性評価特別委員会に提出された平成22年11月29日付原子力安全・保安院による本件発電所の耐震安全性に係る評価についての報告(甲170号証)及び平成22年12月2日付耐震安全性評価特別委員会における本件発電所の耐震安全性に係る評価についての報告を、原子力安全委員会が審議・検討し、これを妥当であるとしたものである。

まず、平成20年3月31日付の相手方からの大飯発電所に係る耐震バックチェック中間報告書及び平成21年3月31日付の中間報告書追補版につき、原子力安全・保安院がその妥当性を検討した報告においては、以下の記載がある(同資料37頁)。

原子力安全・保安院は、「関西電力が用いた基準値は以下のとおりである。」
「制御棒の挿入性に関する評価基準値については、安全評価の解析条件である制御棒クラスタ落下開始から全ストロークの85%挿入までの時間2.2秒を制御棒挿入性に関する評価基準値(規定時間)とするとしている。」として、相手方が、制御棒挿入性の評価基準値として2.2秒を設定していることを確認している。

そして、原子力安全・保安院は、この評価基準値2.2秒の妥当性に関し、「制御棒挿入性に関する評価基準値については、3,4号機の設置変更許可に係る安全審査において、基本的設計条件として位置付けられている値が用いられていることを確認した。また、評価基準値の計算の過程についても「JEA

G4601・補-1984」,「J E A G 4 6 0 1 - 1 9 8 7」,「J E A G 4 6 0 1 - 1 9 9 1 追補版」及び「設計・建設規格」に準拠していることを確認した。」と述べ,「これらのことから当院は, ~制御棒の挿入性に関する設定は妥当なものと判断した。」と結論付けている。

そして,かかる報告に基づき,原子力安全委員会は,「大飯発電所3,4号機について」「動的機能維持評価に関し,制御棒挿入性については,原子炉設置許可を受けた時間内に挿入されることを確認した。」(別添22頁)として,「これを妥当なものと認め,決定する。」(1頁)と判断した。

このように,原子力行政を司っていた国家の行政機関である原子力安全委員会が,制御棒挿入性に関し,評価基準値として2.2秒以内が妥当であることを認めているのであるから,耐震設計技術指針(なお,耐震設計技術指針の作成者である社団法人日本電気協会は民間団体に過ぎない。)にあるような2.2秒が,その字義どおりに「一応の評価の目安」であるはずもない。

すなわち,省令62号5条により,本件発電所について,地震発生時における制御棒挿入時間が2.2秒であることを前提に制御棒挿入性の評価が行われていることは明らかである。

イ 耐震設計技術指針記載の2.2秒が「一応の評価の目安」であることに対する反論

確かに,耐震設計技術指針には,2.2秒が一応の評価の目安である旨の記載がある。

しかし,まずそもそも,阪神淡路大震災以前に作成された耐震設計技術指針に依って省令62号5条を解釈することが誤っている。かかる指針は地震の影響を低く見ており,その後,福島原発事故まで起こっているのにもかかわらず,未だにこの技術指針に全面的に依拠するなどは言語道断である。

また,実質的に考えても,「2.2秒が一応の評価の目安」であるとは,制御棒挿入時間として,少なくとも2.2秒までは従前の安全解析等により原子炉の安

全が確保されることが確認されており，2.2秒を超えた場合の安全性は，全く確認されていないという意味であって，「一応の」「目安」という文言を強調して，2.2秒が許容値であることを否定する解釈をすべきでない。むしろ，安全解析等で安全性が確認されている2.2秒が現在の評価基準値であるといえるのである。

原決定も「その挿入時間については現時点では安全解析評価上の観点から設定されており，地震時として特別な状態での判定基準は定まったものがないこと，しかし，現行ではこの値が「一応評価の目安」になっていること」（49頁 14行目～17行目）としており，現時点においては，地震時における制御棒挿入時間は明定されていないが，少なくとも，「事故時」（「運転時の異常な過渡変化」を超える異常な状態であって，発生する頻度はまれであるが，原子炉施設の安全設計の観点から想定されるもの）の基準であり，安全解析等により安全性が確認されている2.2秒を地震時に流用する旨言及している。

そうであれば，「事故時」に2.2秒で制御棒が挿入されなければならないのであるから，地震時においても，同様に2.2秒が守らなければならないことは当然である。

また，原子力安全・保安院の御田俊一郎氏（原子力発電安全審査課上席安全審査官。なお，現在は，原子力規制庁地震・津波安全対策担当企画調査官。）は以下のとおり発言している（甲137号証の2）。

「2.2秒というのは設置変更許可のときの要件になっているんで，それをもし変えるんだとすると，設置変更許可とかなんとかそういう手続きを踏まないと本来はいけないんじゃないかというふうに私はおもっていますけれども」「2.2秒の制限値は同じですね。地震によって制御棒の挿入性が遅れる時間が加味されたもので2.2秒を満足するかどうかですので地震が起こったからといって2.2秒の判断基準が変わるものではないです。」

仮に，原決定の言うように制御棒挿入時間2.2秒が「一応の評価の目安」に

過ぎないというのであれば，2.2秒を変更する場合に設置許可変更申請など提出する必要はないはずである。これはすなわち，原子力行政実務においても，制御棒挿入時間2.2秒というのは，「一応の評価の目安」などではなく，評価基準値として取り扱われていることの証左である。

以上からすれば，地震発生時における制御棒挿入時間の許容値が2.2秒であることは，省令62号5条において定められているといえる。

また，省令62号5条及び耐震設計技術指針は，制御棒挿入時間が2.2秒を超える場合は，地震時の過渡解析等を行って燃料の安全性を確かめることを要求している。

すなわち，省令62号5条及び耐震設計技術指針は，地震時の制御棒挿入時間につき，2.2秒以内であることを原則とし，仮に制御棒挿入時間が2.2秒を超える場合には，相手方において過渡解析等を行うことにより燃料要素の冷却に関する安全性等が確認されることを条件としている。

(3) 小括

以上より，省令62号5条において，本件発電所について，地震発生時における制御棒挿入時間が2.2秒以下であることが定められていることは明らかである。

また，仮に，耐震設計技術指針に基づいて省令62号5条を解釈したとしても，本件発電所について，地震発生時における制御棒挿入時間が2.2秒であること，もしくは，2.2秒を超える場合には，相手方において過渡解析等を行うことにより燃料要素の冷却に関する安全性等が確認されることが定められている。

以上より，相手方は，まず，本件発電所につき制御棒挿入時間が2.2秒以内であること，または，これが，2.2秒を超える場合には，相手方において地震時の過渡解析等を行うことにより燃料要素の冷却に関する安全性等が確認されることを主張疎明する責任がある。

3 省令62号22条（安全保護装置）について

(1) 原決定の判断

この点、原決定は、制御棒は、原子炉停止系統に該当するものであり、安全保護装置(原子炉停止系統を自動的に作動させる等の装置)には該当しないとして、安全保護装置に関する省令62号22条は制御棒に関する規定ではないとして抗告人らの主張を排斥している。

(2) 原決定に対する反論

この点、省令62号22条は、地震の発生等により原子炉の運転に支障が生じる場合に、安全保護装置が、原子炉停止系統及び工学的安全施設と併せ機能して燃料許容損傷限界を超えないよう施設されなければならない旨定めている。

そして、同省令の解釈内規である「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令の解釈について」平成17・12・15原院第5号(以下「平成17年5号内規」とする。)において、同省令22条については、「第1号の安全保護装置の機能の確認については、設置許可申請書の添付書類八の設備仕様及び添付書類十において評価した運転時の異常な過渡変化の評価の条件に非保守的な変更がないことを確認すること」とされている。

すなわち、同省令22条は、安全保護装置と原子炉停止系統等とが併せ機能して、添付書類八及び添付書類十の仕様を充足する必要があることを定めているのである。

(3) 小括

以上より、原子炉停止系統である制御棒と安全保護装置とは、併せ機能して、一定の時間内で停止することによって、燃料損傷限界を超えないよう機能することが求められている。

4 省令62号24条(制御材駆動装置)について

(1) 原決定の判断

この点、原決定は、省令62号「24条の緊急停止時には地震によるものは含まないと解するのが相当である」として、抗告人らの主張を理由がないものとし

た。

その理由として、原決定は、「耐震性に関しては省令62号5条が別途存在するから、仮に省令62号24条も地震時を想定した定めであるとする、5条と24条が同一省令内で一部重複することとなり、その調整規定も存在しない以上、条文の体系としては整合性を欠く」、「添付資料八と添付資料十の制御棒挿入時間に関する記載は、地震時を想定して記載されたものではないと解される」を挙げている。

(2) 原決定に対する反論

ア に対して

この点、省令62号22条には、安全保護装置に関し、次のように規定されている。

「原子力発電所には、安全保護装置を次の各号により施設しなければならない。

- 一 運転時の異常な過渡変化が生じた場合又は地震の発生等により原子炉の運転に支障が生じる場合において、原子炉停止系統及び工学的安全施設と併せて機能することにより燃料許容損傷限界をこえないようにできるものであること。

二以下略」

すなわち、安全保護装置に関する省令62号22条は地震時を想定した規定であることは明らかである。

そして、安全保護装置は、「原子炉施設」(省令62号5条)に含まれるのであるから、安全保護装置について、同省令は、5条および22条に重複した規定を置いていることとなる。

これは、同省令5条が、耐震性に関する総論的・一般的な規定であり、同省令22条が、安全保護装置の性能規定であり、その中に耐震性に関する規定を含んでいることは明らかである。

同様に、制御材駆動装置についても、同省令5条が総論的・一般的規定、同省

令 24 条が、制御材駆動装置に関する性能規定であり、その中に耐震性に関する規定を含んでいることは何ら問題がない。

上記からすれば、原決定が述べるような同一省令内の規定の重複ということはなく、また、調整規定が必要な条文間の衝突もない。

以上より、原決定は、耐震性に関する同省令 5 条の存在を理由に、同省令 24 条が地震を想定した定めではないとしているが、このような理由付けは成り立たない。

その他、以下のとおり、同省令 24 条から地震時を排除する根拠も見出し難い。

すなわち、同省令において原子炉の緊急停止に関する規定は、2 条 27 の定義規定の他は、安全保護装置に関する 22 条と、制御材駆動装置に関する 24 条の規定だけである。そして、22 条については、「地震の発生等により原子炉の運転に支障が生じる場合」と地震時の規定であることが明定されている。

このような同省令の規定からすると、原決定のように 24 条が地震発生の場合を含まないとするのは不自然であり、むしろ、22 条は地震等発生時の安全保護装置の観点からの原子炉の緊急停止を含む規定で、24 条は地震等発生時の制御材駆動装置の観点からの原子炉の緊急停止を含む規定であると解するのが自然である。

イ について

原決定は、(1)平成 17 年 5 号内規において、同省令 24 条 1 号の解釈部分で、「緊急停止時の制御棒の挿入時間は、設置許可申請書添付書類八の仕様及び添付書類十における運転時の異常な過渡変化及び事故の評価で設定した時間を満たしていること」と記載されていること、(2)添付書類八及び添付書類十が地震時を想定して記載されたものとは解せないことから、(3)「緊急停止時」には地震によるものは含まないとしている。

しかし、そもそも、申請書の添付書類に過ぎない添付書類八及び添付書類十から、省令の規定内容を解釈することは許されない。

さらには、添付書類八及び添付書類十が地震時を想定して記載されたものとは解せないことと、「緊急停止時」には地震によるものは含まれないということとは直結しない。上記平成17年5号内規は、「緊急停止時の制御棒の挿入時間」について、添付書類八及び添付書類十に記載された2.2秒を満たすことを要求しているだけである。添付書類八及び添付書類十が地震時を想定して記載されたものか否かと、「緊急停止時」に地震によるものを含むか否かとは全く無関係である。

以上より、原決定の述べる上記は、同省令24条が地震を想定した定めではないとの理由付けにはならない。

(3) 小括

同省令24条においては、燃料棒損傷防止の趣旨から、制御材駆動装置が制御棒を2.2秒で挿入させる性能を有していなければならないと規定されている。このように同省令24条は、燃料棒損傷防止のための制御材駆動装置の性能規定であって、燃料損傷防止の観点からは、地震発生時においても当然に2.2秒以内に制御棒が挿入されなければならない。

すなわち、「緊急停止時」の解釈において、あえて地震の場合を除外する理由はなく、同省令24条は、地震を想定した定めであることは明らかである。

したがって、本件発電所について、地震発生時における制御棒挿入時間の許容値が2.2秒であることは、省令62号24条においても定められているといえ、相手方は、抗告人らに先立って、かかる事項につき主張疎明する責任がある。

5 原子力安全委員会による耐震安全性に関する決定(甲169号証の1)について

上記のとおり、原子力安全委員会は、本件発電所の耐震安全性に関する原子力安全・保安院および耐震安全性評価特別委員会の報告を検討・審議した結果、これを妥当なものとするとの決定を行った。

すなわち、原子力安全委員会が、制御棒挿入性については、2.2秒以内が妥当であるとの決定を行っているのである。

このように、原子力行政を司る行政機関の判断を軽視するべきではなく、かかる事実は、抗告人らの上記主張の正当性を裏付けている。

第3 3連動の地震が発生した場合、本件発電所において2.2秒以内に制御棒が挿入されるとの疎明はされていない(争点2-2)

活断層が3連動するときの地震動が現行基準地震動の1.46倍になることは、債務者は書面の中で繰り返し認めており、それは原決定でも引用されて認められている。

3連動したときの制御棒挿入時間の評価値については、原決定最後の債務者作成の別紙2の図表1にまとめられており、その中には応答倍率法と時刻歴解析法という2つの方法が記述されている。その中で原決定が、妥当性があると評価したのが2.04秒、1.99秒及び1.83秒であり、いずれも基準値2.2秒より低い。抗告人らが主張した2.39秒は精度が低いとして片付けられている。

ところが相手方が主張する2.2秒より低い数値についての根拠は、次に述べるように何ら具体的に示されていない。

- (1) 2.04秒は相手方の書証乙43号証に記載されているが、乙43号証はわずか1頁だけの書証で、その中に書かれている3連動時の床応答スペクトルは、 S_s (700ガル)の場合の床応答スペクトルより全体的に小さいが、なぜそのような小さい値になるのか、まったく何も説明されていない。これからどうして裁判所は妥当性を判断できたのだろうか。
- (2) 1.99秒は現行基準地震動の場合の1.88秒を基にして応答倍率法で求めているが、その場合の倍率としてはガル数の比である1.46倍をとっている。その基になる1.88秒は乙18号証に書かれているが、これは福井県に対する相手方の説明資料であって、その導出の具体的内容については何も書かれていない。1.88秒は時刻歴解析法で導いた数値であるが、その場合地震動による抵抗力をどう評価するかに依拠して制御棒挿入時間は変化する。その抵抗力評価が妥当

かどうかが問題になるが、それを判断する資料が示されていない。これで裁判所はどのようにして妥当性を判断できたのだろうか。

(3) 1.83秒は3連動の場合に直接時刻歴解析法を適用して導いた数値だとされているが、これについては書証さえ提出されていない。これで裁判所はどのようにして妥当性を判断できたのだろうか。

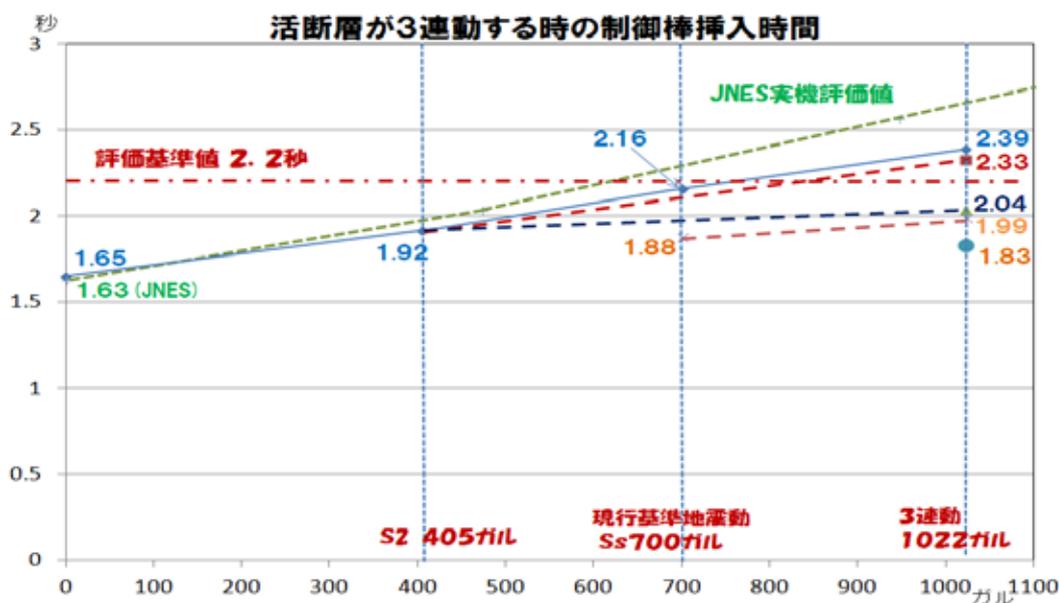
原決定は、抗告人らが示した2.39秒を精度が低いという一言で片付けているが、この数値はまともな根拠をもつものであることを次に示す。

まず、2.39秒は現行基準地震動での制御棒挿入時間の評価値である2.16秒から応答倍率法で求めたものである。その際の倍率としては、相手方が1.99秒を導いた場合と同じガル数比1.46倍を用いている。2.16秒はすでに国の審査を受けて公的に確定した値であるが、他方1.88秒は相手方がまだ国に提出さえしていない数値である。それゆえ、2.16秒に基づいて求めた数値2.39秒の方が1.99秒より公的な根拠をもっているのである。

この点、裁判所は2012年9月5日付求釈明書で相手方に対し1.88秒は国で審査されたかどうかを尋ねており、相手方は10月5日付書面で国では審査されていないと回答している。即ち、1.88秒はなんら公的機関によって承認された数値ではないのであるから、当然2.39秒の方がまともな数値として取り上げられたはずである。

なお、2.16秒自体がすでにS2の値から応答倍率法で求められたので2重に応答倍率法を使っていると非難しているが、この点はすでに書面で明らかにしているように、直接S2から応答倍率法で3連動の場合の値を導くと2.33秒になるので、大きな違いはない(次図)。

2.39秒に根拠があることは、相手方や原子力安全・保安院が高く評価している原子力安全基盤機構（JNES）の試験に基づく実機解析結果との比較によって明らかになる。この実機解析結果ではS_s（700ガル）の2倍を超えるまでの範囲で、制御棒挿入の地震による遅れ時間がガル数に比例した線形グラフをもっていることを示している。この結果と2.39秒を比較したのが下図である。



これを見ると2.39秒は、JNES実機評価値の1022ガルの点の数値（約2.7秒程度に読み取れる）にくらべて、相当に控えめの値であることが明らかであり、相手方の主張する2.04秒が如何に異常に低い値であるかが一目瞭然である。

いずれにせよ、このような制御棒挿入時間の評価値が妥当かどうかの判断には、専門家による審査が必要である。相手方の数値を根拠が何も示されないままただ容認するのでは、国の審査など必要ではない。相手方は利害関係がからんでいるので、自らに有利な数値を出していると疑ってかかるべきであるし、実際そのような操作をすることはいくらでも可能なのである。その点、前述のように、現行基準地震動での評価値2.16秒は国の審査を受けた結果であるが1.88秒は審査されていないことは裁判所の求釈明で確定している。それゆえ、2.16秒に基づく3連動での評価値が2.39秒になるとの判断が正しい認定である。

第4 念のため、挿入時間2.2秒をこえた場合の「具体的危険性」(争点2-3)について

原告人らにおいて、上記「具体的危険性」についての主張疎明責任はないが、相手方の主張並びに原決定の判断が余りにも不合理であるため、念のために以下のとおり指摘する。

原決定は、制御棒挿入時間が基本的に2.2秒を超えることはないとしつつも、原告人らが主張する2.39秒には「保守的な一試算としての意味はないわけではないので、以下、念のために、原告人らの主張する挿入時間であるとした場合に、具体的危険性があるか否かについて検討することとする」(58頁)として、争点2-3を設定し検討している。

その最初の部分では「2.2秒は安全性評価の一応の目安であり、これを超えるとしても、過渡解析等により燃料要素の冷却に対する安全性が確認できれば、省令62号5条が求める耐震性は満たすと解される。そこで、本件において、制御棒挿入時間が2.39秒の場合に、過渡解析等により燃料要素の冷却に対する安全性が確認できるかを検討する」と述べて、あたかも前記のように耐震設計技術指針が求める過渡解析に進もうとしているかの如くにみえる。

ところが、それに続く記述では、いきなり「安全余裕に関する検討について」(甲55)が持ちだされ、以下基本的に甲55号証の内容に依拠している。つまり、耐震設計技術指針で要求されている地震時の過渡解析(時刻を追って、例えば、損傷がどのようになっていくかを解析する)が、甲55号証にある感度解析(通常の事故解析であるが、例えば、本件で2.2秒だけを変化させ、他の機器や諸条件を一切変えないでその影響を解析することで、この例であれば、2.2秒の数値が変化した結果だけの結論をえる)であるとしているが、これは相手方の主張・判断をそのまま無批判に取り入れた結果を述べている。つまり、耐震設計技術指針は、地震時の過渡解析を求めているのに、感度解析でよいとしている。

甲55号証でいう感度解析は、通常の事故解析で、単に制御棒挿入時間だけを

変化させ、他の条件をすべて固定したとき、結果にどのような影響が現れるかを見る解析である。すなわち、設置変更許可申請書の添付十でなされている蒸気発生器伝熱管破損事故の事故解析では制御棒挿入時間が2.2秒とされているところ、他の条件はそのままにして、その挿入時間だけを延ばせばどう結果に影響するかを見ているだけの解析である。地震とは何の関係もなく、伝熱管は1本だけが破断するとし、単一故障の仮定によって外部電源は破損するが内部電源は維持されるという仮定に立っている。こうして挿入時間が1.1秒になるまで燃料破損はないと結論している。

しかし、耐震設計技術指針で要求されているのは地震時の過渡解析である。挿入時間が1.1秒もかかるような巨大地震の場合、地震の影響が挿入時間の遅れだけで済むはずはない。伝熱管破損が1本で済むとは限らず、内部電源が無事であるという保証もない。福島原発事故の教訓がまったく無視された実に勝手な解析で2.2秒という基準が壊されているのである。福島原発事故の教訓はいったい原決定のどこに活かされているのだろうか。この原決定からは、司法がいとも簡単に原子力ムラに荷担している姿しか見えてこないのである。

この点抗告人らは書面で批判してきたが、その批判は無視されている。ただ、原決定は最後に次のように述べている。

「債権者らは、「安全余裕に関する検討について」(甲55)が地震と無関係にされたものである上、単一故障の仮定に立つものであるとして非難するが、上記のとおり安全余裕の大きさに鑑みて、債権者らの指摘は上記判断を左右するものではない」(59頁)。

しかし、巨大地震の影響で単一故障の仮定が崩れた場合、安全余裕の範囲を超えて大事故に至ることは、福島原発事故によって如実に示されているのである。

第5 F - 6 破砕帯が活断層でないことについての主張立証(疎明)責任は相手方にあり、相手方は主張疎明を尽くしていないこと

1 (1) 前述の通り，原決定は，主張立証（疎明）責任についての争点（争点1）についての判断において，おおむね，いわゆる伊方原発訴訟最高裁判決（最高裁平成4年10月29日第一小法廷判決，民集46巻7号1174頁）に依拠して，「本件発電所の安全性については，債務者の側において，相当の根拠を示し，かつ，必要な資料を提出した上で上記基準（注：安全設計審査指針，耐震設計審査指針，安全評価審査指針等）が現在の科学技術水準に照らして合理的なものであり，かつ本件発電所がこれを満たしていることを主張疎明する必要があり，債務者がその主張疎明を尽くさない場合には，原子炉施設の安全性が確保されず，深刻な災害を引き起こす危険性があることが事実上推認されるものというべきである。」という規範を立てている（原決定33頁）。

(2) 一方，原審において抗告人らは，F - 6 破砕帯の問題を，耐震安全性に関する安全審査の基準の問題であると主張してきた（原審における平成24年11月26日付債権者ら主張書面（8）2頁，平成25年1月28日付債権者ら主張書面（9）16頁参照）。そして，F - 6 破砕帯の問題が耐震設計審査指針の基準適合性の問題である以上，上記した主張立証（疎明）責任について原決定が立てた規範によれば，相手方において，F - 6 破砕帯が活断層に当たらず，本件発電所が耐震設計審査指針を満たしていることについて主張立証（疎明）する責任が生ずることになる。

ところが，原決定は，「F - 6 破砕帯が活断層に当たるか」という問題については別の争点として項目立てをし（原決定59頁以降，争点3），抗告人らに主張疎明責任を負担させている。原決定のこの判断内容は，上記した規範と食い違っており，主張立証（疎明）責任の分配を誤ったものである。以下，そのことについて詳論する。

2 (1) 2006（平成18）年9月19日に改訂した「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」（甲53）は，「3．基本方針」として，「建物・構築物は，十分な支持性能を持つ地盤に設置されなければならない。」旨定める（甲53，6

0頁)。そして、2010(平成22)年に原子力安全委員会により出された「発電用原子炉施設の耐震安全性に関する安全審査の手引き」(甲143)は、甲53の耐震設計審査指針の運用・解釈を明確にすることを目的としているが(甲143,1頁),甲143の「V.建物・構築物の地盤の支持性能の評価」の本文には、「耐震設計上考慮する活断層の露頭が確認された場合、その直上に耐震設計上の重要度分類Sクラスの建物・構築物を設置することは想定していない」と記載されている(甲143,19頁)。そして、F-6破砕帯は本件発電所の非常用取水路(耐震重要度分類Sクラスの設備)の直下に存在しており(甲156),F-6破砕帯が活断層であれば、本件発電所は耐震設計審査指針に適合しないことになる。このことは、いみじくも原決定も「F-6破砕帯が耐震設計上考慮する活断層でその露頭が確認される場合には、本件発電所の非常用取水路を設置することは耐震設計上許されないこととなる。」として認めるところである(原決定60頁)。

(2)そして、「F-6破砕帯が活断層に当たるか」という問題が耐震設計審査指針の基準適合性の問題である以上、主張立証(疎明)責任について原決定が立てた規範によれば、相手方において、F-6破砕帯が活断層に当たらず、本件発電所が耐震設計審査指針を満たしていることを主張疎明しなければ、原子炉施設の安全性が確保されず、深刻な災害を引き起こす危険性があることが事実上推認されることになる筈である。

(3)しかし以下の通り、原審において相手方は、F-6破砕帯が活断層に当たらず、本件発電所が耐震設計審査指針を満たしていることについて主張疎明を尽くしたとは到底言えない。

ア まず、原審において相手方は、本件発電所の「建物・構築物は、十分な支持性能を持つ地盤に設置され」ているということについては全く触れていない。この要件は、本件発電所が甲53の耐震設計審査指針に適合していることに関するものであるところ、相手方はそのことについての主張疎明を全くしていないことになる。

イ 次に、相手方はF - 6 破碎帯について、1985（昭和60）年の本件発電所増設に伴う原子炉設置変更許可申請時、及び2006（平成18）年の発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針の改訂に伴う耐震安全性評価（いわゆるバックチェック）時（2010（平成22）年に実施）において、耐震設計上考慮すべき活断層ではない旨の判断・評価がされたことについて主張している（原審における平成24年8月10日付債務者主張書面12頁～14頁）。しかし、抗告人らが原審において主張したように、F - 6 破碎帯に関しては、東洋大学の渡辺満久教授など複数の専門家が、活断層であることの再調査が必要であると指摘し、また前記バックチェックでは、相手方によって、設置変更許可申請書に添付されていたスケッチが一部省かれていたという問題も発覚していた。そして、その結果として、2012年10月以降、原子力規制委員会の「大飯発電所敷地内破碎帯の調査に関する有識者会合」において現地調査と会合が行われているのである（原審における平成24年7月6日付債権者ら主張書面（3）11頁～12頁、平成24年11月26日付け債権者ら主張書面（8）3頁～6頁、甲145、146、153、162）。このように、「現在の科学技術水準に照らして」という前記した原審の立てた規範に基づくと、F - 6 破碎帯にかかる従前の判断・評価のみに依拠して「活断層ではない」と主張疎明するのでは不十分であるといわざるを得ない。ところが、相手方は、有識者会合の内容については、調査・検討が行われているという事実関係を主張するに止まり（原審における平成24年11月21日付債務者主張書面16頁、平成25年1月18日付債務者主張書面24頁参照）、有識者会合の内容を踏まえて、F - 6 破碎帯が活断層に当たらないということについては一切主張疎明していない。

ウ また、原審において相手方は、F - 6 破碎帯のうち、トレンチ北西側側壁における基盤岩と砂礫層の境界段差の成因については、水流等による侵食である旨主張疎明しており（乙26、4頁）、原決定の認定にかかる「地滑り」については一切主張していない。

(4) 従って、原審裁判所は、F - 6 破碎帯に関する相手方の主張疎明が尽くされていないことに基づき、本件発電所の原子炉施設の安全性が確保されず、深刻な災害を引き起こす危険性があることを事実上推認すべきであった。にもかかわらず、原決定はそのような判断を行わず、逆に、F - 6 破碎帯が活断層であることの主張疎明責任を原告人らに課して原告人らの申立てを却下している(原決定65頁)。

4 以上の通り、原決定は、「F - 6 破碎帯が活断層に当たるか」という問題に関して、主張立証(疎明)責任の分配を誤り、前記平成4年伊方原発訴訟最高裁判決の趣旨にも反しているのであるから、明らかに不当である。

第6 F - 6 破碎帯が活断層であるかどうかとの争点に関する原決定の判断の誤り

F - 6 破碎帯が活断層であることについて主張疎明責任に関する原決定が誤っており、不当であることは既に述べたとおりである。

加えて、原決定は、そもそも事実関係や前提を誤ったり曲解したりしたうえで、「現段階ではF - 6 破碎帯が活断層に該当すると認めるに足りる疎明はないから、債権者らの主張は理由がない」として、原告人らの主張を排斥しており、その点についても以下のとおり、強く指摘する。

1 「活断層ではない」と断言する委員はいないことについて

原決定は、「有識者会合において、2度にわたって現地調査を行い、債務者の追加調査も踏まえて、評価会合を重ねて議論を行ったものの、現時点では、上記の地層のずれは地滑りによるものであるとの見解が相当有力であり、地滑りである可能性が高いと認められる」(原決定64頁。下線は引用者が付した。)と認定した。しかし、この認定はあまりに乱暴である。

原決定は、「岡田教授と重松主任研究員が地滑りないし地滑りの可能性が非常に

高いとする見解，渡辺教授が地滑りではなく活断層であるとの見解，廣内准教授が地滑りの可能性があるが，活断層であることを否定するに至っていないという見解であった」(原決定64頁)としている。これによれば，4人のうち，地滑りと断言している専門家は1名，活断層だと断言している専門家は1名であり，他に地滑りの可能性が非常に高いとする専門家，活断層であることは否定できないという専門家が1名ずつというのであるから，議論は拮抗している，と見るのが正当である。

それにもかかわらず，「地滑りの可能性が高いと認められる」との原決定の認定は，実際には多数でもないにもかかわらず，地滑り説が多数であることを手前勝手に前提にした無意味な多数決論に依拠した非科学的認定というほかない。そのことは，原決定が，岡田教授が提出した，非委員である千木良雅弘教授のコメントまでもを引用していることから明白である。原決定は，渡辺教授が渡辺教授の見解に賛同する専門家のコメント3通を会議に提出したならば，結論を変えたのであろうか。およそ科学的根拠に基づいた判断をしようという意味すらうかがえない極めて不誠実な態度というほかない。

最も重要なことは，有識者会合のどの委員も，F - 6 破碎帯が「活断層ではない」とは指摘していないし，逆にどの委員も「地滑りである」とも断定していないのである。

2 活断層と判断できる理由をまったく排斥できていないことについて

原決定は，「現在までに提出された証拠関係の下においては，上記のずれは断層運動によるものとは認めることはできない」と断じる(原決定64頁)。しかし，原決定は，地滑り説を否定する論拠である科学的証拠をあえて無視しており，極めて不当である。

抗告人らは，平成25年1月28日付け主張書面(9)で，F - 6が活断層ではなく地滑りであるとの相手方の見解に対し，渡辺教授や廣内准教授が有識者会合に提出した資料(甲160，161)，評価会合の議事録(甲162)に基づき，

地滑り説への疑問を科学的に説明している。

その結果、台場浜トレンチ西側のずれと東側のずれとは、その生じた年代を異にしており、「浅い地滑り」は論拠を欠くこと、「蛇紋岩中の深いすべり」が重力性のすべりでは説明がつかないという具体的な疑問が提示されている一方、相手方はなんら有効な反論をしていない。

そもそも、原審において相手方は、有識者会合の内容に関しては、調査・検討が行われているという事実関係を主張するに止まり（原審における平成24年11月21日付相手方主張書面16頁、平成25年1月18日付相手方主張書面24頁参照）、「地滑り」については原審においては全く主張していない。相手方は、有識者会合の内容を踏まえて、F-6 破碎帯が活断層に当たらないという積極的な主張を何ら行っていないのである。

3 耐震設計審査指針、安全審査の手引きを踏まえていないこと

原決定は、F-6 が活断層であるとの抗告人らの主張を前提を欠くとする（原決定65頁）が、それが誤っていることは既に述べたとおりである。

そもそも、F-6 の台場浜の地層のずれが12万～13万年前以降のものであることは、有識者会合でも共通認識である。現行の国の耐震設計審査指針や安全審査の手引きは、「後期更新世以降の活動が否定できないもの」「断層運動が原因であることが否定できない場合」には活断層と認定するよう求めている（原審における平成24年11月26日付抗告人ら主張書面（8）6頁、「4 有識者会合の結論は、安全審査の手引きに従えば、F-6 破碎帯を活断層であることを前提とすべきこと」）。後期更新世以降とは、12万6000年前以降を指す。指針や手引きは、安全側にたって、「否定できない場合」と定めていることを原決定は意図的に無視または軽視している。

そのことは、原決定の以下の認定から明らかである。

原決定は「安全審査の手引きは、活断層の認定に当たって、変動地形学的調査、地表地質調査及び地球物理学的調査のいずれかの調査方法で相当程度の確かさで

認定できる場合には、その認定根拠の変質（原文ママ「本質」）に立ち返って総合的に検討する必要がある、と解説しているところ（甲143）」（下線は引用者が付した）と安全審査の手引きを引用し、「本件の場合、いずれかの調査方法により相当程度の確かさで活断層と認定できる場合に該当するとは言えない」（下線は引用者が付した）として、安全側の判断を行う前提に欠けると判断した。

しかし、原決定も認めるとおり、安全審査の手引きは、「耐震設計上考慮する活断層の認定」について、本文において、「いずれかの調査手法によって、耐震設計上考慮する活断層が存在する可能性が推定される場合は」、他の手法の調査結果も考慮し、安全側の判断を行うこと」としており、その解説部分では、「いずれかの調査方法で相当程度の確からしさをもって認定できる場合は」安全側の判断を行うとしている（甲143、9頁（下線は引用者が付した））。

「確かさ」と「確からしさ」はまるで意味が異なる。「確かさ」という言葉は、高度の確度を含意する。少なくとも「可能性が推定される場合」とは「間違いのない」とまでは意味しないというべきである。手引きは、取り返しの付かない事態を避けるために、「可能性が推定されれば」安全側の判断に立つべきだという指針を定めているのである。原決定はそれを無視し、なんら具体的根拠もないままに、安全側の判断に立つべき場合のハードルを不当に高く変更させているのである。

4 小括

以上のとおり、原決定のF-6破砕帯に関する認定は、そもそも主張疎明責任の分配を誤っている上に、恣意的であり非科学的であり、誤っている。

第7 津波による具体的危険性があるか（争点4）

即時抗告理由書についての補充書を提出して主張する。

第8 結論

以上、本件原子力発電所に対する運転差止めを求める仮処分申立事件について、

原決定は却下を命じているが、本即時抗告理由において詳しく論じたように、原決定は主張立証論において、本件の争点となっている課題について、抗告人らに主張立証負担を課すという、従来から確立されてきた原発訴訟における原則に違反する形で、抗告人らを敗訴させた。原発裁判で、安全基準適合性の問題について、これを具体的危険性に置き換えて、その主張立証責任を住民側に負わせるというのは明らかな誤りであり、原決定は当然に取り消されなければならない。

相手方関西電力株式会社は、原子力規制委員会の中でも、同規制委員会が3連動の地震を前提にして安全解析をすべきことを命じているのに、もしそれをすれば、本件の制御棒挿入時間の問題でも2.2秒を超えることが明らかになることをおそれて、頑強に抵抗している。

福島第一原子力発電所事故を経て、超危険物たる原発については、万が一の危険も含めた上で、あらゆる場面において十分な安全性が確認されてはじめて運転が許されるという大原則が実行されるべきであり、本件大飯3号機、4号機について、すみやかに運転停止が命ぜられるべきである。